

個人情報保護審議会答申の概要

答申第 154 号（諮問第 158 号）

件名：児童記録票の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 29 年 11 月 1 日

2 原処分

平成 29 年 12 月 15 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、審査請求人に係る「平成 24 年 12 月から現在までの本件児童に関する児童記録票」の自己情報開示請求について、別表の 1 欄に掲げる部分を愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 号（法令秘情報）、第 2 号（第三者個人情報）、第 4 号（評価等情報）、第 7 号（審議等情報）及び第 8 号（行政運営情報）に該当するとして、一部開示とした。

3 審査請求

平成 30 年 3 月 19 日

原処分の取り消しを求める。

4 諒問

平成 30 年 9 月 11 日

5 審議会の結論

知事が、別表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、平成 24 年 12 月 1 日から平成 29 年 11 月 1 日までの本件児童に係る児童記録票であると認められる。

(3) 審査請求の趣旨の確認について

当審議会は本件審査請求の趣旨を次のとおり確認した。

審査請求人は、審査請求書において、本件児童の一時保護までに本件児童の実父実母と接触していた A 市保健センター保健師の意見が極めて重要な部分であり核心の部分だと述べていたことから、実施機関は、本件保有個人情報において不開示とした部分のうち、A 市保健センター保健師の意見が記載された部分のみを審査請求の対象として、弁明書を審査請求人に送付した。

しかし、審査請求人は、当審議会の口頭意見陳述において、審査請求の対象を当該部分に限定せずに意見を述べたことから、当審議会は、実施機関に対し、審査請求の趣旨を審査請求人に確認するよう求めた。

当審議会の求めを受けて、実施機関は、審査請求人に対して審査請求の趣旨を確認するため、平成 30 年 12 月 28 日付けで照会文書を送付したが、審査請求人からの回答がなかったため、実施機関は、再度、審査請求人に平成 31 年 4 月 16 日付けで照会文書を送付したところ、審査請求人は、保健師の意見が記載された部分のほか、別記の 19 項目について開示を求めるとする回答書を実施機関に対して提出した。

実施機関は、別記の 19 項目が、A 児童相談センターと他の関係機関とのやりとりや A 児童相談センター内の検討状況に関わることから、審査請求の趣旨を実施機関が開示しないこととした部分のうち、「関係者及び団体とのやりとり」及び「検討の内容がわかる部分」の開示を求めるものと解して、弁明書（補充）を審査請求人に送付した。これに対して、審査請求人は実施機関に反論書を提出した。

当審議会において、審査請求人の回答書を確認したところ、別記の 19 項目のうち、1 から 6 まで、8、10、14 から 16 まで及び 19 の 12 項目は A 児童相談センター内の検討状況の開示を求めるものであり、7、9、11 から 13 まで、17 及び 18 の 7 項目は A 児童相談センターと他の関係機関とのやりとり部分の開示を求めるものであった。そして、実施機関が当初から審査請求の対象としていた A 市保健センター保健師の意見が記載された部分は、他の関係機関とのやりとり部分に含まれる。

また、当審議会において、審査請求人の反論書を確認したところ、審査請求の趣旨を「関係者及び団体とのやりとり」及び「検討の内容がわかる部分」の開示を求めるものとすることについての異議は述べられていなかった。

したがって、実施機関が審査請求の趣旨を「関係者及び団体とのやりとり」と「検討の内容がわかる部分」の開示を求めるものとしたことを踏まえ、当審議会は、当該部分を不開示としたことの合理性を審査するものとする。

実施機関は、「関係者及び団体とのやりとり」を条例第 17 条第 8 号により不開示とし、「検討の内容がわかる部分」を条例第 17 条第 7 号及び第 8 号により不開示としていることから、以下では当該部分の条例第 17 条第 7 号該当性及び第 8 号該当性について検討する。

(4) 「検討の内容がわかる部分」の条例第 17 条第 7 号及び第 8 号該当性について

条例第 17 条第 7 号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する

情報が記録されている保有個人情報は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

そこで、この考え方に基づき、「検討の内容がわかる部分」が同号に該当するか否かを以下検討する。

実施機関の弁明書（補充）によれば、児童相談センターでは、受け付けた相談事例について協議し、調査及び診断の方針、安全確認の時期や方法、一時保護措置の要否等を検討するとともに、これまでの対応の結果を報告、再検討し、最も効果的な相談援助方法を検討していくところ、これらの検討、協議に関する情報が開示されると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、適正な意思決定手続の確保が困難になるとのことである。

また、当該検討、協議に関する情報が開示されると、当該意思決定が行われた後であっても、将来、児童相談センターが行う同種の相談援助活動に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるとのことである。

当審議会において、「検討の内容がわかる部分」として不開示とされた部分を見分したところ、A 児童相談センターの職員が本件児童に対する援助方針を検討している過程が具体的に記載されていた。このような情報が開示されることになれば、職員による率直な意見交換が困難となるおそれがあり、その結果、適正な意思決定手続の確保に支障をきたすといえる。

よって、「検討の内容がわかる部分」は条例第17条第7号に該当する。

なお、実施機関は、当該部分を条例第17条第8号にも該当するとして不開示としているが、当該部分は同条第7号に該当することから、同条第8号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(5) 「関係者及び団体とのやりとり」の条例第17条第8号該当性について

条例第17条第8号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された保有個人情報は不開示とすることを定めたものである。

そこで、この考え方に基づき、「関係者及び団体とのやりとり」が同号に該当するか否かを以下検討する。

実施機関の弁明書（補充）によれば、児童の最善の利益を追求するための相談援助活動において、関係機関との円滑な情報共有は重要であり、特に児童虐待への対

応においては、関係機関から収集した情報をもとに正確な評価を行うことが、適切な判断につながるところ、関係機関から提供された情報や意見等が開示されることとなれば、関係機関は資料又は情報の提供を拒み、率直な意見を述べることを躊躇することが想定され、また、児童相談センターがこれらの情報を記録するにあたっても、開示されることを意識するあまり、具体的かつ詳細に記録することが困難となり、結果として相談援助活動の適切な遂行に支障をきたすおそれがあるとのことである。

当審議会において本件保有個人情報のうち、「関係者及び団体とのやりとり」として不開示とされた部分を見分したところ、A 児童相談センターの職員が関係機関に調査した内容、関係機関から聞き取った内容、関係機関の意見等が具体的に記載されていた。このような情報を開示することになれば、関係機関からの必要な情報提供がなされなくなるおそれがあり、その結果、児童の相談援助活動の適切な遂行に支障をきたすといえる。

よって、「関係者及び団体とのやりとり」は条例第 17 条第 8 号に該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見陳述において、その他種々主張しているが、別表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことの妥当性については前記(4)及び(5)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

| 1 開示しないこととした部分 | 2 審査請求の対象となった部分 | 3 開示しないこととした根拠規定 |
|--|-----------------|----------------------|
| ・開示請求者以外との面接内容 | なし | 条例第 17 条第 2 号及び第 8 号 |
| ・通報の内容 | なし | 条例第 17 条第 1 号 |
| ・所感 | なし | 条例第 17 条第 4 号及び第 8 号 |
| ・関係者及び団体とのやりとり ・関係者及び団体との面談場所がわかる部分 | ・関係者及び団体とのやりとり | 条例第 17 条第 8 号 |
| ・検討の内容がわかる部分 | ・検討の内容がわかる部分 | 条例第 17 条第 7 号及び第 8 号 |

別記 略